

おうみ若者マイスター認定事業実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、おうみ若者マイスター認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な細目を定めるものとする。

（技能水準）

第2 要綱第3条第1号に規定する「これと同等以上の能力を有する者」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）技能検定が実施される職種については、対象職種に該当する技能検定の実技試験の免除資格を有する者。
- （2）技能検定が実施されない職種については、技能検定1級または単一等級に合格した者と同等以上の能力を有すると客観的に認められる者。

2 要綱第3条第1号に規定する「特に優れた技能を有すると認められる者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）技能五輪全国大会または技能グランプリに出場した経験がある者。
- （2）国内またはそれ以上の地域を対象とした業界団体等が実施する競技大会等において、上位入賞した経験がある者。
- （3）県内またはそれ以上の地域を対象とした業界団体等が実施する競技大会等において、優勝した経験がある者。
- （4）三つ以上の職種について技能検定特級、1級または単一等級を合格している者。
- （5）その他(1)から(4)に掲げる者と同等以上の技能を有することが客観的に認められる者。

（認定対象者の範囲）

第3 要綱第3条第2号に規定する県内に勤務している者には、企業・事業所において勤務する者のほか、家族従業者や自営業者を含むものとする。

（認定対象者の年齢）

第4 要綱第3条第3号に規定する年齢は、認定年度の4月1日現在の年齢とする。

（推薦）

第5 認定を受けようとする者は、雇用主、市町長および関係団体等の長のいずれかから推薦されることを要するものとする。

（推薦書類）

第6 推薦者は、推薦書（様式第1号）および推薦調書（様式第2号）を提出するものとし、必要に応じて被推薦者の技能水準を示す資料を添付するも

のとする。

(活動経費)

第7 認定を受けた者が要綱第4条に規定するおうみ若者マイスター技能振興活動に参加したときに要する経費の負担については、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年7月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年6月7日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年5月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月28日から施行する。